

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	鈴 木 太 郎
同	藤 崎 浩太郎

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 8 年 6 月 30 日に受け付けました住民監査請求として提出された文書（1 ページ目に「さつまいも掘り体験」と記載があるもの）については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

請求人が記載した内容はいずれも、地方自治法に定める住民監査請求としての内容を記載しているものとは認められません。

なお、請求人が財務会計上の行為と主張する内容については、令和 7 年 12 月 25 日監監第 808 号及び監監第 809 号にて通知したとおりです。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

なお、請求人は、監査委員の決定に不服がある場合には、当該住民監査請求に係る違法な行為又は怠る事実について、通知があった日から 30 日以内に住民訴訟を提起することができることを申し添えます。